主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三七条一項、三二条違反をいうが、実質は単なる法令違 反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年九月二三日

最高裁判所第三小法廷

郷	小	根	関	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
<b>左</b> 隹	正	本	松	裁判官
_	武	野	天	裁判官